

平成 28 年 2 月 2 日

=会長談話=

大阪府総務部長「非行政書士による違法行為の排除について（通知）」について

大阪府行政書士会  
会長 高尾 明仁

このたび、大阪府総務部長から「非行政書士による違法行為の排除について（通知）」（市第 4009 号・平成 28 年 1 月 18 日）が各部局長宛に配信されました。

- 許認可等の申請様式が取得できる本府ホームページ等において、「行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止している」旨を記載するなど、行政書士制度の周知（行政書士法第 1 条の 2 第 1 項、第 19 条第 1 項）
- 書類作成に係る代理人行政書士の申請書類への記名押印の確認についての徹底（行政書士法施行規則第 9 条第 2 項）

これは、昭和 61 年 3 月 6 日及び平成 22 年 3 月 4 日の大阪府議会への請願から引き続く会員の念願であるとともに、私の会長立候補時の公約である『意識改革（行政書士は法的サービスを提供するサービス業者であることの当事者意識の昂揚）』及び『市場拡大（非行政書士排除とともに職域の確保・拡大の推進）』を実現すべく、本会から担当部署への要請・要望活動はもちろん、大阪行政書士政治連盟による不断の活動を重ねたバックアップ。そしてなによりも大阪府担当部署の深いご理解とご協力をもって得られた成果です。

許認可等の申請様式が取得できる大阪府ホームページ等への注意喚起文は非行政書士による違法行為の未然防止の一助となるものです。

また、書類作成に係る代理人行政書士の申請書類への記名押印は書類作成者を明確化することで、違法行為排除を徹底するものです。

これにより本人以外で行政書士でない者が作成した書類を窓口に提出することを抑止し、非行政書士による書類作成、代行の横行を防ぐことに繋がります。

私たち行政書士もその職業意識を高め、責任を明確化するとともに、法令遵守を徹底しなければなりません。

今後は、別紙通知を受けて大阪府の各部署の窓口において、申請（届出）時に、その書類作成に係る行政書士の記名押印についての確認が徹底されることとなります。

作成した申請書等に記名・押印箇所がある場合は指定箇所に、記名・押印箇所がない場合は、申請書等の枠外・欄外の適切な余白部分に記名のうえ職印を押印してください。

会員の皆様におかれましては本通知の趣旨をご理解の上、行政書士法施行規則の遵守をお願いいたします。

最後になりましたが、今回の総務部長通知配信という成果は会員の皆様のご理解とご協力、多大なるご支援のもとに成し得たものであります。関係の皆様にはあらためて深謝申し上げますとともに、今後とも府民の皆様の負託に応えるべく活動を推進してまいりますので、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

市 第 4009 号  
平成 28 年 1 月 18 日

各 部 局 長 様  
各 出 先 機 関 の 長 様  
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長 様

総 務 部 長

非行政書士による違法行為の排除について（通知）

標記については、平成 22 年 2 月定例府議会において採択された「府の機関における行政書士制度の理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願」を受け、同年 4 月 21 日付け市第 1199 号にて、行政書士法に関する諸事項の遵守徹底について、貴職あて通知したところです。

関係所属におかれましては、申請窓口における啓発ポスターの掲示やプレートの設置等にご協力いただいているところですが、非行政書士による違法行為を放置することは、府民に損害を与えかねませんので、非行政書士による違法行為の排除を徹底するため、下記に掲げる事項をはじめ、平成 22 年の通知の趣旨を再度ご確認いただき、所属職員に対するご指導をよろしくお願いいたします。

記

- 許認可等の申請様式が取得できる本府ホームページ等において、「行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止している」旨を記載するなど、行政書士制度の周知（行政書士法第 1 条の 2 第 1 項、第 19 条第 1 項）
- 書類作成に係る代理人行政書士の申請書類への記名押印の確認についての徹底（行政書士法施行規則第 9 条第 2 項）

【参考】

行政書士法

第一条の二第一項

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

第十九条第一項

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

行政書士法施行規則

第九条第二項

行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

担当：市町村課行政グループ  
平井（内線 2210）